

兵庫県後期高齢者医療広域連合公告第9号

コールセンター運營業務について制限付一般競争入札を行うので、兵庫県後期高齢者医療広域連合財務規則（平成19年規則第13号）第61条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和6年2月16日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 門 康 彦

- 1 入札に付する事項
コールセンター運營業務（長期継続契約）
- 2 業務概要
入札説明書及び仕様書のとおり
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次の各号に掲げる要件をすべて満たしていること。
 - (1) 本件入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
 - (2) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - ア 兵庫県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 広域連合が実施した競争入札、公募抽選又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が広域連合と契約を締結すること、又は広域連合との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 広域連合が実施した監督又は検査の実施に当たり広域連合の職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由なく広域連合との契約を履行しなかった者
 - カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者でその事実があった後3年を経過しない者を、広域連合との契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (3) 個人にあつては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者。
法人その他の団体にあつては、その役員（法人以外の団体にあつては、これに相当する者）又はその支店、営業所等を代表する権限を有する者が暴力団員でないこと。

- (4) 入札参加申込書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載していないこと。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者でないこと。
- (6) 兵庫県又は兵庫県内の市町若しくは各都道府県の後期高齢者医療広域連合のいずれかの競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (7) 入札参加資格申込書の受付期間の最終日から落札決定の日までの間において、兵庫県若しくは兵庫県内の市町又は各都道府県の後期高齢者医療広域連合のいずれかから業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- (8) 令和元年度以降に、国又は他の地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくするコールセンター運営業務に関する契約を締結し、当該契約を履行した実績があること。
- (9) プライバシーマーク等の情報セキュリティの関連認証を取得していること。

4 入札参加申込

入札への参加を希望する者は、令和6年2月22日(木)の17時までに、広域連合ホームページより入札申込書をダウンロードし、電子メールを送信することにより申し込むこと。

なお、詳細は、別添「入札説明書」のとおり。

- (1) 入札参加申込書の配布期間、場所、参加申込期間
 - ア 配布及び参加申込期間
令和6年2月16日(金)から令和6年2月22日(木)の17時まで
 - イ 場 所
兵庫県後期高齢者医療広域連合ホームページ <https://www.kouiki-hyogo.jp/>
- (2) 提出書類
 - ア 入札参加申込書 (Word ファイル)
 - イ 上記3の(6)が証明できる書類等の写し
 - ウ 上記3の(8)の業務実績に関する書類
 - エ 上記3の(9)が証明できる書類等の写し

※ 入札参加資格に関して、別途広域連合から照会や関係書類の提出を求める場合がある。
- (3) 提出方法
 - ア 必要事項を記載した上記(2)の書類は、電子メールに添付し、上記(1)アの参加申込期間内に下記ウの送付先へ送付することにより提出すること。
 - イ 当該電子メールの件名には「**入札申込 (コールセンター運営業務)**」と記載すること。
 - ウ 電子メールの送付先は、次のとおり。
兵庫県後期高齢者医療広域連合総務課総務係
アドレス : jimukyoku@kouiki-hyogo.jp

5 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、令和6年2月26日(月)に通知する。
なお、承認の通知を受けた者は、入札参加資格があるものとする。

6 入札の日時及び場所

令和6年2月29日(木) 13時30分から
神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1201号
兵庫県後期高齢者医療広域連合 会議室

7 入札保証金等について

兵庫県後期高齢者医療広域連合財務規則第62条第1項第2号により、入札保証金は免除する。

契約保証金は、契約金額の100分の10（当該金額が1,000万円を超える場合は、1,000万円までは100分の10、1,000万円を超える部分については、100分の7）以上の額とする。また、広域連合を被保険者とする履行保証保険契約等によることも可とする。

なお、兵庫県後期高齢者医療広域連合財務規則第80条第2項各号に該当する場合は、契約保証金を免除する場合がある。

8 無効な入札について

入札条件に違反した者又は入札参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

なお、次の各号の一に該当する場合も、無効とする。

- (1) 必要事項の記載がない（押印漏れを含む）場合
- (2) 入札金額を加除訂正した場合
- (3) 価格又はその他の点に関し、公正な競争を不当に妨害したと認められる場合
- (4) 同一人が2つ以上の入札を行った場合
- (5) その他入札に関する条件に違反した場合

9 低入札価格調査制度及び調査基準価格

本入札には、低入札価格調査制度及び調査基準価格を設定している。

10 事業者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格内の入札価格を提示した入札者であって、最低価格の入札者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者間で参加申し込み順にクジを実施し、落札者を決定する。
- (3) 最低価格入札者（以下「第1順位者」という。）の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を留保とし、低入札価格調査を実施の上、後日決定する。
- (4) 第1順位者であっても、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、必ずしも落札者とはならない場合がある。

11 低入札価格調査

- (1) 第1順位者の入札価格が基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を実施する。
- (2) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者（第1順位者でない者も含む。以下「低価格入札者」という。）は、事後の事情聴取等の調査に協力すること。事情聴取等に協力しない者は、入札を無効とする。

- (3) 低価格入札者は、開札をした日の翌日から起算して3営業日以内に、広域連合から指示された書類を作成し、提出しなければならない。期限までに提出しない者は、入札を無効とする。
- (4) 低入札価格調査の結果、第1順位者が入札価格により契約の内容に適合した履行がなされると認められたときは、その者を落札者とする。
- (5) 第1順位者が低入札価格調査に協力しない場合又は調査の結果、落札者となるべき者の入札価格をもっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるものであった場合は、その者を落札者とせずに、予定価格の制限の範囲内をもって入札を行った他の者のうち最低の価格をもって申し込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。
- なお、次順位者が低価格入札者であった場合には、同様に調査を行い、(4)、(5)の例により落札者を決定する。
- (6) 落札となるべき入札がないときは、別に入札日を定め再度入札を実施する。